玉村町賃上げ促進支援金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、町内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、経済の好循

環につなげていくことを目的として、群馬県のぐんま賃上げ促進支援金（以

下、「県支援金」という。）の支給の決定を受けた町内の中小企業等に対し、

支援金を交付する。その交付については、玉村町補助金等に関する規則（平

成１１年３月３０日規則第９号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところに

よる。

（交付対象者）

第２条　この賃上げ促進支援金の交付対象者は、県支援金の支給決定を受けた者で、町内に本社または支社、営業所を有する者とする。

（交付金額等）

第３条　交付対象者に係る従業員１人当たり１万円、最大２０人分（１事業所当たり最大２０万円）とする。

（支援金の申請等）

第４条　この支援金の申請は、県支援金の申請書と兼ねる。ただし、必要に応

じて、玉村町賃上げ促進支援金申請書（様式第１号）の提出を求めることが

できる。

（交付決定等）

第５条　町長は、前条による交付申請があったときは、その内容を審査し、交

　付の可否を決定し、玉村町賃上げ促進支援金支給決定通知書（様式第２号）

　又は玉村町賃上げ促進支援金不支給決定通知書（様式第３号）により申請者

　へ通知する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年　６月３０日から施行する。

様式第１号

　　年　　月　　日

（あて先）玉村町長

　　　　　　　　　　　　　　　【申請者】

所在地：

事業者名：

法人番号：　　　　　　　　　※個人の場合不要

代表者：職名　　　　　　氏名

**玉村町賃上げ促進支援金申請書**

玉村町賃上げ促進支援金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

　１　対象従業員数　　　　　　　　　人

　２　申請額　　　　　　　　　円（10,000円×対象従業員数）

※上限200,000円

　３　関係書類

（１）支援金振込先口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等）が分かる預金通帳の写し等

（２）その他町長が必要と認める書類

４　申請者情報

　　業種：　　　　　　　　　　　　　　　申請者全体の平均賃上げ率：　　　％

　　常時使用する従業員数：　　　　　人　 （今回の賃上げにおける全社員の平均賃上げ率）

　　※申請者全体の賃上げ率は、今後の施策検討の参考に使用します。審査に影響はありません。

（裏面に続く）

５　申請担当者

　　担当者氏名：

　　電話番号：

　　メールアドレス：

　　※必要に応じて、本申請の内容について、確認をさせていただきます。

６　振込先口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | | | | | |
| 支店・支所等名 |  | | | | | | |
| 口座の種類 |  | | | | | | |
| 口座番号  ※右詰め |  |  |  |  |  |  |  |
| カナ名義 |  | | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | | |

※振込先口座は「申請者」本人の口座（法人の場合は法人口座）に限ります

様式第２号

（公印省略）

玉経発第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　様

玉村町長　石川　眞男

玉村町賃上げ促進支援金支給決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった玉村町賃上げ促進支援金については、玉村町賃上げ促進支援金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり支給決定しましたので通知します。

記

支給決定額　　　　　　　　円

様式第３号

（公印省略）

玉経発第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

玉村町長　石川　眞男

玉村町賃上げ促進支援金不支給決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった玉村町賃上げ促進支援金については、玉村町賃上げ促進支援金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり不支給決定しましたので通知します。

記

【不支給の理由】